# 公認会計士等登録規則 （昭和四十二年大蔵省令第八号）

#### 第一条（定義）

この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

* 一  
  開業登録  
    
    
  公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号。以下「法」という。）第十六条の二第一項又は第十七条の登録をいう。
* 二  
  変更登録  
    
    
  法第二十条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）の登録をいう。

#### 第二条（登録事項）

公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿への登録事項は、次の各号に掲げる事項とする。

* 一  
  登録番号
* 二  
  氏名、生年月日、住所及び本籍
* 三  
  公認会計士又は外国公認会計士（以下「公認会計士等」という。）が自らその業務を営むときは、その主たる事務所及び従たる事務所の名称及びその所在地
* 四  
  公認会計士等となる資格の取得の事由
* 五  
  公認会計士等が監査法人の社員であるときは、当該監査法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに主として執務する事務所の名称及びその所在地
* 六  
  公認会計士等が他の公認会計士等の事務所に勤務するときは、その勤務する事務所の名称及びその所在地並びにその事務所を経営する公認会計士等の氏名及び登録番号
* 七  
  公認会計士等が監査法人に勤務するときは、当該監査法人の名称並びにその勤務する事務所の名称及びその所在地
* 八  
  開業登録及び変更登録の年月日
* 九  
  法第二十九条（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、その種類及び処分を受けた年月日

#### 第三条（登録名簿の様式）

公認会計士名簿及び外国公認会計士名簿の様式は、それぞれ様式第一号及び様式第三号による。

#### 第四条（開業登録の申請手続）

公認会計士等の開業登録を受けようとする者は、様式第四号による公認会計士等の開業登録申請書を日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に提出しなければならない。

##### ２

前項の開業登録申請書には、次の各号に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。

* 一  
  申請者の写真（撮影後三月以内のものに限る。）
* 二  
  履歴書
* 三  
  戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（公認会計士試験の受験の申込みの時から氏名に変更があった場合に限る。）
* 四  
  住民票の写し
* 五  
  実務補習規則（平成十七年内閣府令第百六号）第九条の規定による通知の写し
* 六  
  業務補助等に関する規則（昭和二十五年公認会計士管理委員会規則第七号）第五条の規定による通知の写し
* 七  
  次に掲げるいずれか一の書類
* 八  
  法第四条第四号の規定に該当しない旨の官公署の証明書
* 九  
  法第四条第二号、第三号及び第五号から第十号まで並びに第十八条の二各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書
* 十  
  法第十八条の二第二号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類
* 十一  
  監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務している場合にあつては、当該監査法人又は事務所に勤務していることを証する書類

#### 第五条

削除

#### 第六条（変更登録の申請手続）

公認会計士等が変更登録を申請するときは、様式第六号による公認会計士等の変更登録申請書を協会に提出しなければならない。

##### ２

前項の変更登録申請書には、変更の事実を証する書類を添付しなければならない。

#### 第七条（登録の抹消に関する届出手続）

公認会計士等が法第二十一条第一項各号のいずれか又は法第十六条の二第五項第二号に該当するに至つたとき（法第四条第六号に該当するときを除く。）は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した様式第七号による公認会計士等の登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

##### ２

前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

#### 第八条（開業登録に関する協会の手続）

協会は、公認会計士等の開業登録申請書の提出があつたときは、直ちに当該申請者が公認会計士等となる資格を有するかどうか、並びに申請書及び添付書類が完備しているかどうかを法及びこの府令に準拠して審査しなければならない。

##### ２

協会は、前項の審査の結果、当該申請者の登録の申請が適法であることを確認したときは、遅滞なく、開業登録を行ない、その旨、開業登録の年月日及び登録番号を当該申請者に通知しなければならない。

##### ３

協会は、第一項の審査の結果、提出書類に不備があるときは、不備の点を指摘してその補完を命ずることができる。

##### ４

協会は、第一項の審査の結果、当該申請者が公認会計士等となる資格がないと認めたときは、その旨及びその理由を記載した書面を添付して公認会計士等の開業登録申請書を当該申請者に返還しなければならない。

#### 第九条（変更登録に関する協会の手続）

協会は、公認会計士等の変更登録申請書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、変更登録を行ない、その旨及び変更登録の年月日を当該申請者に通知しなければならない。

#### 第十条（登録の抹消に関する協会の手続）

協会は、公認会計士等の登録の抹消に関する届出書の提出があつたときは、審査のうえ、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日を当該届出者に通知しなければならない。

##### ２

協会は、公認会計士等が法第四条第六号に該当するに至つたときは、遅滞なく、登録の抹消を行ない、その旨及び登録の抹消の年月日をこれらの規定に該当する者に通知しなければならない。

#### 第十一条（懲戒処分の登録）

協会は、公認会計士等が法第二十九条第一号又は第二号の懲戒処分及び法第三十一条の二第一項の命令を受けたときは、遅滞なく、第二条第九号に規定する事項を公認会計士名簿又は外国公認会計士名簿に登録しなければならない。

#### 第十二条（金融庁長官への通知）

協会は、開業登録、変更登録又は登録の抹消を行なつたときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に通知しなければならない。

# 附　則

##### １

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（昭和四二年八月一日大蔵省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成元年四月六日大蔵省令第四三号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成六年三月三一日大蔵省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一〇年六月八日大蔵省令第七三号）

この省令は、平成十年六月十日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三一日大蔵省令第四二号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年六月二六日総理府令第六五号）

##### １

この府令は、平成十二年七月一日から施行する。

# 附則（平成一六年三月二四日内閣府令第一四号）

##### １

この府令は、平成十六年四月一日から施行する。

# 附則（平成一七年一二月二二日内閣府令第一〇七号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成十八年一月一日から施行する。

#### 第三条（公認会計士等登録規則の一部改正に伴う経過措置）

この府令の施行の際、現に会計士補である者又は会計士補となる資格を有する者については、公認会計士法第十七条に規定する登録を受けるまでの間、この府令による改正前の公認会計士等登録規則の規定は、なおその効力を有する。

# 附則（平成一九年一二月七日内閣府令第八四号）

この府令は、公認会計士法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

# 附則（平成二〇年三月二八日内閣府令第一〇号）

#### 第一条（施行期日）

この府令は、平成二十年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

# 附則（平成三〇年六月二二日内閣府令第三一号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年五月七日内閣府令第二号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（令和元年六月二四日内閣府令第一四号）

この府令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

# 附則（令和元年一一月二一日内閣府令第四一号）

この府令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。